

平成 28 年度 協働支援施設 設備貸出要項

(目的)

第 1 条 この要項は、協働支援施設を区民活動団体の活動の場、情報交換の場、出会いの場としてより有効に活用するため、倉庫・ロッカー・メールボックスを無料で貸し出すことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出設備)

第 2 条 倉庫の貸出箇所は 14 区画とする。1 団体あたり 1 区画の申請とする。

2 ロッカーの貸出数は、18 台とする。1 団体あたり 1 台の申請とする。

3 メールボックスの貸出数は、24 台とする。

(貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

2 協働支援施設で活動実績のない団体については貸出期間を 3 ヶ月間とし、その期間に活動実績が認められた場合は、上記貸出期間を満了することができるものとする。

(保証金)

第 4 条 保証金は、倉庫 1 区画あたり 3,000 円、ロッカー 1 台につき 1,000 円を、大田区区民活動支援施設指定管理者である NPO 法人大森コラボレーション（以下「指定管理者」という。）が預かるものとし、メールボックスの保証金は不要とする。

2 保証金は、使用期間満了時に保管品を撤去し、現状の回復を確認した後に返還するものとする。ロッカーについては、鍵の返却の際に返還するものとする。

3 使用期間満了後、保管品を撤去しない場合には、保証金は返還しないものとする。

(使用資格及び申請資格)

第 5 条 使用資格及び申請資格については、次の各項に該当する団体とする。

(1) 大田区区民活動情報サイト登録基準（平成 23 年 7 月 14 日付 22 地地発第 11297 号区長決定）に基づき登録している区民活動団体

(2) 協働支援施設を拠点に月 1 回程度または定期的に活動している団体または活動が見込まれる団体

(申請方法)

第 6 条 設備を使用しようとする団体は、協働支援施設貸出設備使用申請書（第 1 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 提出方法は、指定管理者に持参するものとし、郵送等での提出は不可とする。

(使用許可および決定通知)

第7条 指定管理者は、申請の内容について審査し、第5条の規定により使用団体として決定した場合は、設備使用許可書（第2号様式）を申請団体に交付して決定を通知する。ただし、使用を希望する団体が貸出数を上回った場合は、指定管理者が抽選により決定する。

- 2 使用団体としないことを決定した場合は、その旨を書面により申請団体に通知する。

(使用箇所)

第8条 設備の使用箇所については指定管理者が指示するものとする。

- 2 使用の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、指示された使用範囲を超えて使用しないものとする。

(使用方法)

第9条 使用団体は、設備を適正に管理し使用するものとする。

- 2 使用団体は、設備を他の目的に使用し、もしくは他に転貸してはならない。
- 3 使用団体は、貸出期間満了までに保管品を撤去するものとする。貸出期間満了後、保管品を撤去しない場合には、指定管理者が保管品を処分できるものとする。

(使用の取消等)

第10条 指定管理者は、使用団体等が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 設備使用許可書（第2号様式もしくは第3号様式）に定める使用上の遵守事項に違反したとき。
- (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(損害等)

第11条 使用団体は、設備に損害を生じさせたときは、修理その他賠償の責めを負わなければならない。

- 2 設備の使用によって生じた事故等については、使用団体の責任において処理するものとする。